

台湾産パパイヤ及びマンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和53年7月28日付け53農蚕第5514号農蚕園芸局長通達）の一部改正新旧対照表
 (傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>7 表示</p> <p>(1) 告示9の表示は、<u>輸出植物検疫が終了している旨のもの</u>にあつては次のアの様式に、<u>仕向地が日本である旨のもの</u>にあつては次のイの（ア）から（ウ）までに掲げる字句のいずれかによるものとし、<u>こん包の側面等</u>の見えやすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。</p> <p>ア 輸出植物検疫終了の表示</p>  <p>イ 仕向地の表示</p> <p><u>（ア）日本</u></p> <p><u>（イ）日本向け</u></p> <p><u>（ウ）To Japan</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>7 表示</p> <p>(1) 告示9の表示は、<u>それぞれ次の様式によるもの</u>とし、<u>こん包の側面等</u>の見えやすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。</p> <p>ア 輸出植物検疫終了の表示</p>  <p>イ 仕向地の表示</p>  <p>(2) (略)</p>

附 則
 この通知は、令和5年9月1日から施行する。